

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R7.2

No	項目	質問	回答
1	受入準備	毎年、実習受入協力事業所登録(電子申請)を行う必要があるか？	必要ない。 ただし、登録時から変更があれば変更届(電子申請)、受入体制がとれないのであれば取下届(電子申請)を提出すること。なお、市町への加算取下げと本県の実習受入協力事業所登録は連動していないため、加算取下げの際、必ず併せて取下届を提出すること。
2	受入準備	受入体制の整備として、 ①服務規程(利用者情報等の漏洩禁止等)の遵守について、書面で誓約をさせることが必要か？ ②利用者の同意書は訪問する利用者全員に用意しなければならないのか？訪問途中に口頭で同意をいただく場合もあると考える。 ③関係機関からの同意書については、サービス担当者会議の要点の中に一文記入することで、対応しても構わないか？	①事業所は、実習生から実習ノートに記載のある実習誓約書【様式4-2】の提出を受けるが、この誓約書の中に守秘義務遵守に関する記述があるためこれで足りると考えられるが、必要であれば実習生に書面で誓約を求めても構わない。 ②口頭による同意を不可とするものではないが、訪問する利用者に対しては、可能な限り書面により対応いただきたい。 ③問題ない。
3	受入準備	利用者への同意書は、同行訪問や担当者会議の見学以外でも複数のケースを机上で説明する場合においても必要ではないか？それは事業所判断でよいのか？	利用者の個人が特定できる情報(名前、住所等)を公開せず説明する場合は、同意書を求めない。しかし、個人が特定できる情報を公開して説明をする際は事前に同意書を必要とする。 (説明資料全てに同意書を求めるとなると事業所の負担増となることから、個人情報情報を非公開にして説明をすることが望ましい。)
4	受入準備	既に契約書の中で個人情報の取扱いについて「実習生の受け入れ」の要件が盛り込まれており、本人の同意をもらっていれば、利用者から新たに同意書をもらう必要はないか？	お見込みのとおり。 ただ、契約書にすでに記載があることを再度お知らせいただき、了解をいただいておくと、よりスムーズに行くものと思われる。
5	受入調整	実習生が、実習先として、自身の居住地付近の事業所を選ぶことが想定されるが、個人情報の観点からなるべく居住地域と離れたところを選ぶよう助言いただきたい。	個人情報の取扱いについては、実習生が誓約書に署名もすることから、実習オリエンテーション時にできるだけ自身の居住地と離れた実習先を選択するよう誘導アナウンスをする等の対応はとくに行っていない。 受入れ調整の際、よく実習生と話し合っていたきたい。
6	受入調整	実習の受入は、同一法人内の介護サービス事業所に勤務する実習生を受け入れても支障はないか？	【手引き】に記載のとおり、同一法人内事業所に勤務する実習生の受入れを否定するものではない。 ただし、同一法人内であっても、所在地の異なる居宅介護支援事業所での受け入れを検討するなど、できるだけ実習生の特性(基礎資格における実務経験の中で、実際に支援した要介護高齢者の状況や関わり方等)に考慮した事業所選定になるようアドバイスをお願いしたい。
7	受入調整	同一法人内で所在地の異なる事業所での受入を実習生に提案したところ、実習生が納得せず、県へ苦情を申し立てた場合、指導の対象になるのか？	質問のような状況をもってすぐさま指導対象となるものではない。当人の研修効果を鑑みたアドバイスであることを理解いただくよう、よく実習生と話し合っていたきたい。 なお、【手引き】に記載のとおり、併設居宅介護支援事業所での受入れが認められないわけではない。
8	受入調整	受け入れを拒否する正当な理由とは何か？	受入可能人数・回数の超過、実習生の希望する日程と実習担当者の日程(例えば実習担当者が研修等で不在)が合わない場合などのやむを得ない事情により受入れが難しい場合は、受け入れを拒否する正当な理由と考えられる。 また、複数の実習希望者の日程が重複し、対応が難しい場合、調整がつきやすい人を選び、他の実習生の受入れを断ることはやむを得ない。
9	受入調整	実習生からの実習依頼の連絡は、研修8日目以降にあるということか？	例年、実務研修の前期研修は3月上旬まで行われ、この前期研修の最終日に、科目「実習オリエンテーション」において、見学実習の説明と「見学実習受入協力事業所一覧」の説明を受ける。 受講生には、オリエンテーションを受講した以降に実習受入調整を行うよう指導しているため、3月上旬以降順次問い合わせがあるものと見込まれる。
10	受入調整	実習生は働いている方か？実習の日程が想定しにくい、日程調整は事業所本位で進めてもよいのか？	実習生は、基本何らかの業務に従事されている方がほとんどであるため、実習実施には就業先の勤務との調整が必要である方が多い。このため、受入日程の調整の際には、できるだけ配慮をお願いしたい。
11	実習実施	実習担当者(主任)が1名しかいない。時期によっては、担当者会議が上手くセッティングできない場合、他の介護支援専門員のサービス担当者会議に参加させることは可能か？	やむを得ない。 事業所として受入れを行うものであるから、実習担当者以外の介護支援専門員による指導を行っても差し支えない。 ただし、事後に実習担当者による説明等の確認、フォローを必ず行い、実際に指導を行った介護支援専門員とフォローを行った実習担当者の氏名の両方を見学実習実施確認書にサインすること。
12	実習実施	実習ノートに記載のない項目の指導を行ったが、実習時間(3日以上かつ15時間以上)に含めても良いか。	認められない。 記載のない項目について指導を行うことを妨げるものではないが、実習時間として認められるのは記載項目のみである。
13	実習実施	実習対象事例とする利用者は、実習担当者の利用者でなくてもよいのか？インテーク、アセスメント、担当者会議が受入期間中になく、他の介護支援専門員の利用者について予定がある場合の見学は可能か？	問題ない。 事業所として受入れを行なうものであるから、場合によっては、実習担当者以外の介護支援専門員による指導を行っても差し支えない。 ただし、事後に実習担当者による説明等の確認、フォローを必ず行い、実際に指導を行った介護支援専門員とフォローを行った実習担当者の氏名の両方を見学実習実施確認書にサインすること。
14	実習実施	実習担当者が担当していない利用者の担当者会議に参加してもらう場合、他の介護支援専門員と一緒に実習担当者も参加するのか？	実習担当者以外の介護支援専門員が指導を行えるのであれば、多人数にもなることから、必ずしも実習担当者の同席を求めるものではない。 ただし、事後に実習担当者による説明等の確認、フォローを必ず行い、実際に指導を行った介護支援専門員とフォローを行った実習担当者の氏名の両方を見学実習実施確認書にサインすること。
15	実習実施	インテーク場面は、実習受入時期に新規ケースがあるとは限らないため、説明だけで終わる可能性が高い。もちろん説明は十分に行うつもりであるが、実習生から不満に思われなにか心配である。	実習担当者以外の案件であっても同事業所で対象となるケースがあれば実習担当者以外が指導し、見学させても差し支えない。 ただし、事後に実習担当者による説明等の確認、フォローを必ず行い、実際に指導を行った介護支援専門員とフォローを行った実習担当者の氏名の両方を見学実習実施確認書にサインすること。
16	実習実施	新規ケースはスタッフが受け、管理者兼主任介護支援専門員という立場でスーパーバイズのみを行なっている場合、インテーク場面においては主任を持っていない介護支援専門員と同行してもよいのか？	事業所として受入れを行なうため、実習担当者以外のケアマネジャーが指導を行えるのであれば、必ずしも実習担当者の同席を求めるものではない。 ただし、事後に実習担当者による説明等の確認、フォローを必ず行い、実際に指導を行った介護支援専門員とフォローを行った実習担当者の氏名の両方を見学実習実施確認書にサインすること。

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R7.2

No	項目	質問	回答
17	実習実施	利用者訪問、サービス担当者会議への同行は、最低何件以上という決まりはあるか？	決まりはない。複数回の見学が望ましいが、件数の指定はしていない。可能な範囲で、対応を行うこと。
18	実習実施	主任介護支援専門員が2人以上いる場合、1人の実習生に対し、日によって、またはケースによって2人で担当してもよいか？	問題ない。
19	実習実施	実習対象事例は利用者1人に限定する必要があるか？複数の利用者のケースを実習対象事例として取り扱ってよいか？	実習期間中に利用者1人のケースで全ての実習項目を実施するのは困難であることから、ケアマネジメント各場面の実習協力者は複数であっても構わない。
20	実習実施	法人内に複数の実習受入協力事業所がある場合、例えば、実習生受入のオリエンテーションを一会場にて合同で行うことは可能か？	導入のオリエンテーションについては、合同実施は可能である。その際、各受入事業所に対してオリエンテーションの内容を情報共有し、見学実習は各事業所において個別に責任を持って実施する必要がある。
21	実習実施	地域ケア会議は地域包括支援センター主催のため、実習中の開催されとは限らない。この実習項目に関して、地域包括支援センターの協力を得ることはできないのか？	実習期間中に地域ケア会議に立ち会えない場合は、説明項目として指導していただくことになる。この場合でも、地域包括支援センターに説明を依頼するのではなく、受入れ協力事業所の実習担当者（主任）が、必要に応じて地域包括支援センターから説明に際して不足する情報等を聞き取り、理解したうえで、実習生に説明を行うべきである。
22	実習実施	地域ケア会議については、自身も参加したことがない。見学にあたり、主催者（地域包括支援センター）への働きかけは、どのようにすればよいか？地域ケア会議の見学が、実習受入に必要であることを地域包括支援センターに対して周知されているか？	実務研修における見学実習の実施については、県からも市町を通じて地域包括支援センターに情報提供を行っている。
23	実習実施	見学実習中に、やむを得ない事情で実習が継続困難となった場合、実習生は改めて別事業所で実習の全日程を受け直すこととなるのか？もしくは、残りの部分についてのみ受けることになるのか？	原則、別事業所で改めて実習を受け直してもらう必要がある。ただし、実習の中止については、事業所より県へ状況報告を行っていただいた上で、県が最終的な判断を行う。県への連絡なく、事業所と実習生の間で取り決めを行うことは認められない。なお、主任介護支援専門員更新研修の受講要件となる「実習担当証明書」の発行には見学実習を全て実施した見学実習実施確認書（写し）が必要であるため、実習が途中で中止になった場合は要件を満たすことができない。
24	実習実施	登録申請書に記載の実習担当者以外の主任介護支援専門員が実習を担当することは可能か？	登録されている実習担当者による指導を原則とする。ただし、事業所として受入れを行うものであるから、実習担当者以外の主任介護支援専門員による指導も可能である（主任介護支援専門員に限る。介護支援専門員は認められない）。なお、主任更新研修の実習担当証明書発行の対象となるのは、県に届出のあった実習担当者（最大3名まで）のうち、実際実習を担当した者に限る。
25	実習実施	実習3日間は連続でなければいけないのか？また、研修1日の時間数は5時間程度と考えるのか？5時間×3日間＝15時間相当が必要なのか？	連続する3日間である必要はない例えば半日や数時間程度の訪問を複数の日にまたがって実施し、結果として合計の実習時間数が3日以上かつ15時間以上になればよい。一日の実習時間が5時間である必要もなく、各プロセスの項目内容を確実に指導することが重要であることから、日数・時間数については柔軟に実施し、また、規定日数、時間より超過することも差し支えない。なお、オリエンテーション及び振り返りの時間は、実習時間に含めない。
26	実習実施	オリエンテーション及び振り返りは実習時間に含めてもよいのか？	オリエンテーション及び振り返りの時間は、実習時間に含めない。
27	実習実施	実習生の態度（身だしなみ、利用者への発言等）が不適切と考えられる時は、実習を中止してもよいか？	まずは、できるだけ改善に向けて、現場での注意、指導をお願いしたい。実習の中止については、事業所より県へ状況報告を行っていただいた上で、最終的な判断は県で行う。
28	実習実施	オンライン形式での実習としたいが、可能か。	不可。ただし、今後の感染症の状況により、実習における事業所での説明、担当者会議、地域ケア会議等へのオンライン参加を認める可能性がある。
29	実習報告	見学実習費における税の取扱いはどうになっているのか。	見学実習費については、原則として課税取引と考えられるが、詳しくは税務署や税理士等にお問い合わせいただきたい。
30	実習報告	実習ノートにおける実習担当者名記入欄において、実際に実習生を指導した介護支援専門員が記入するのか、届出をしている全ての主任介護支援専門員が記入の対象となるのか？	登録申請を行なった実習担当者のうち、実際に実習生を指導した実習担当者のみを記載すること。3日間を手分けして指導に当たった場合は、実習への関わり、働きが認められる者のみ「4 実習担当者記入欄」に担当者名を責任を持って記載すること。主任介護支援専門員更新研修受講のための「実習担当証明書」は、「見学実習実施確認書」を確認書類として、県高齢政策課にて発行する。実際に指導を行った者のみが発行対象である。
31	保険	同行訪問時の車の同乗について、ボランティア保険加入は可能か？	ボランティア保険は、資格取得のための活動については保証対象外である。
32	保険	同行訪問時の移動等で、実習生が事故や怪我をしたときの責任は、事業所に課せられるのか？	基本的には、実習生に自己責任を明記した実習誓約書の提出させるが、実習中はくれぐれも事故がないよう、ご注意ください。実習生本人が自己で加入する保険又は事業所が加入する保険でカバーできるケースであれば対応についてご検討願いたい。なお、万が一事故が発生した場合においても、事故の発生原因を明らかにし、一般的な事後処理の取扱いと変わりなく取り扱っていただきたい。
33	その他	登録した実習担当者（1名）の他に、研修に必要な事例により3名（主任）が担当した場合、3名とも主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するのか？	登録申請を行なっている実習担当者（最大3名まで）のうち、実際に実習生を指導した主任介護支援専門員のみが「実習担当証明書」発行の対象となる。実習担当者として県に登録を行っていない者は、「実習担当証明書」の発行はできず、主任介護支援専門員更新研修の受講要件も満たさない。
34	その他	登録申請書記載の実習担当者以外が実習を行なった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件と認められるか？	認められない。登録申請を行なった実習担当者（最大3名まで）のうち、実際に実習生を指導した主任介護支援専門員のみが証明書発行の対象となり、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たすことができる。
35	その他	実習を担当することが主任介護支援専門員更新研修の受講要件となるが、「実習受入後〇年有効」など、有効期限は設けられるのか？また、実習受入の1年後であっても証明書発行は可能か。	指導を行った時期が現在の主任資格有効期間内であれば、受講要件として認められる有効である。また、指導を行った時期が現在の主任資格有効期間内であって、見学実習実施確認書（写し）を含む申請書類が不備なく提出できる場合は、過去の「実習担当証明書」の発行も可能である。

兵庫県介護支援専門員研修実務研修見学実習受入れにかかるQ&A

R7.2

No	項目	質問	回答
36	その他	事業所として受け入れ体制は整っていたものの、実際に実習生からの受け入れ要請がなかった場合、主任介護支援専門員更新研修の受講要件とはならないということか？	お見込みのとおり。 実習生を受け入れ、実際に担当した実績を評価するものであるから、実習生の受け入れがなかった場合は証明の対象とはなりえない。 なお、特定事業所加算については“体制加算”であるので、結果的に実習生の受け入れがなかった場合でも、加算を取り下げる必要はない。
37	その他	「実習担当証明書」の発行について、証明書の申請様式はどこに掲載されているか？	証明書の発行申請は電子申請で受け付けている。リンクは以下のとおり。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/jissyusyoumei/jissyusyoumei.html 「実習担当証明書」は、申請を審査した後に、県高齢政策課が発行する。